

○汚物処理場・ごみ焼却場(法第 11 条第 1 項第 3 号)

汚物処理場及びごみ焼却場を同一敷地内に計画決定し、昭和 38 年 12 月から大神清掃作業所として事業を開始し、現在は、環境事業センターと名称を改め運営しています。

◇汚物処理場・ごみ焼却場の決定内容

番号	名 称	位 置	面積 (ha)	決定年月日・告示番号
1	平塚市大神清掃作業所	大神字堤外地内	約 3.79	昭和 38. 1. 22 建設省第 84 号